

令和 8 年 7 月盛岡地区広域消防組合議会臨時会の議決結果

管理者から議案第 8 号から議案第13号までの 6 件が提出され、審議したが、その議決結果は次のとおりです。

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 8 号	専決処分につき承認を求めることについて	承認（全員）
議案第 9 号	令和 8 年度盛岡地区広域消防組合一般会計補正予算（第 1 号）	可決（全員）
議案第10号	財産の取得について	可決（全員）
議案第11号	財産の取得について	可決（全員）
議案第12号	財産の取得について	可決（全員）
議案第13号	財産の取得について	可決（全員）

令和 8 年 7 月盛岡地区広域消防組合議会臨時会提出議案

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 8 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
議案第 9 号	令和 8 年度盛岡地区広域消防組合一般会計補正予算 (第 1 号)	2
議案第 10 号	財産の取得について	5
議案第 11 号	財産の取得について	6
議案第 12 号	財産の取得について	7
議案第 13 号	財産の取得について	8

議案第 8 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 7 月 22 日提出

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

専決処分書

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡地区広域消防組合監査委員に選任することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 292条において準用する同法第 179条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 30 日

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

小 畑 真



議案第 9 号

令和8年度盛岡地区広域消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和8年度盛岡地区広域消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年7月22日提出

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,094,510	△ 113,162	6,981,348
	1 負担金	7,094,510	△ 113,162	6,981,348
6 組合債		575,700	113,100	688,800
	1 組合債	575,700	113,100	688,800
7 国庫支出金		0	62	62
	1 国庫補助金	0	62	62
歳 入 合 計		9,003,136	0	9,003,136

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 出 合 計		9,003,136	0	9,003,136

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
消防債	575,700	688,800	借入先 財務省、銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 令和8年度 ただし、財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年4.0%以内	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし、財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えすることができる。

議案第 10 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 7 月 22 日提出

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取 得 予 定 価 格
車 両	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (盛岡西消防署厨川出張所)	1 台	113,630,000円

2 取 得 方 法 買入れ

3 取得の相手方 日本機械工業株式会社仙台営業所 所長 高 澤 浩 史

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 11 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 7 月 22 日提出

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取 得 予 定 価 格
車 両	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (滝沢消防署滝沢北出張所)	1 台	111,870,000円

2 取 得 方 法 買入れ

3 取得の相手方 日本機械工業株式会社仙台営業所 所長 高 澤 浩 史

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 12 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 7 月 22 日提出

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取 得 予 定 価 格
車 両	高 規 格 救 急 自 動 車 (盛岡中央消防署松園出張所)	1 台	26,180,000円

2 取 得 方 法 買入れ

3 取得の相手方 岩手トヨタ自動車株式会社 代表取締役 元 持 儀 之

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 13 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 7 月 22 日提出

盛岡地区広域消防組合管理者 内 舘 茂

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取 得 予 定 価 格
医療機器	高 度 救 命 処 置 用 資 機 材 一 式 (盛岡中央消防署松園出張所)	1 組	21,670,000円

2 取 得 方 法 買入れ

3 取得の相手方 株式会社三櫻 代表取締役社長 早 川 政 志

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

令和 8 年度

補正予算（第 1 号）に関する説明書
(一般会計)

盛岡地区広域消防組合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 分担金及び負担金	7,094,510	△113,162	6,981,348
2 使用料及び手数料	10,005	0	10,005
3 財産収入	1	0	1
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	1,322,919	0	1,322,919
6 組合債	575,700	113,100	688,800
7 国庫支出金	0	62	62
歳入合計	9,003,136	0	9,003,136

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	3,363	0	3,363
2 総務費	23,614	0	23,614
3 消防費	8,477,195	0	8,477,195
4 公債費	497,964	0	497,964
5 予備費	1,000	0	1,000
歳 出 合 計	9,003,136	0	9,003,136

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
62	113,100		113,162
62	113,100		113,162

2 歳 入

1 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 消防費負担金	千円 7,067,135	千円 113,162	千円 6,953,973
計	7,094,510	113,162	6,981,348

6 款 組合債

1 項 組合債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 消防債	千円 575,700	千円 113,100	千円 688,800
計	575,700	113,100	688,800

7 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 消防費補助金	千円 0	千円 62	千円 62
計	0	62	62

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 消防本部運営費負担金	24	○減額
2 消防署所運営費負担金	38	○減額
3 消防施設整備費負担金	113,100	○減額

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 消防債	113,100	○追加

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	62	○追加

1 款 分担金及び負担金 6 款 組合債 7 款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 消防総務費	695,332	0	695,332	24			24
3 盛岡中央署 所運営費	111,596	0	111,596	10			10
4 盛岡西署所 運営費	58,474	0	58,474	4			4
5 盛岡南署所 運営費	36,794	0	36,794	4			4
6 八幡平署所 運営費	43,785	0	43,785	6			6
7 滝沢署所運 営費	38,773	0	38,773	4			4
8 雫石分署運 営費	14,594	0	14,594	2			2
9 葛巻分署運 営費	17,210	0	17,210	2			2
10 岩手分署運 営費	16,441	0	16,441	2			2
11 紫波署運営 費	24,776	0	24,776	2			2
12 矢巾分署運 営費	15,851	0	15,851	2			2
13 消防施設整 備費	2,236,398	0	2,236,398		113,100		113,100
計	8,477,195	0	8,477,195	62	113,100		113,162

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

3 款 消防費

地 方 債 の 前 前 年 度 末 に お け る
当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の

区 分	令和6年度末現在高	令和7年度末現在高
消 防 債	2,879,556	4,460,774
計	2,879,556	4,460,774

現在高並びに前年度末及び
見込みに関する調書（補正分）

（単位 千円）

令和 8 年 度 中 増 減 見 込 み				令和 8 年度末現在高見込額	
令和 8 年度中起債見込額		令和 8 年度中元金償還見込額			
補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
575, 700	688, 800	448, 083	448, 083	4, 588, 391	4, 701, 491
575, 700	688, 800	448, 083	448, 083	4, 588, 391	4, 701, 491

令和 8 年 度 盛 岡 地 区 広 域 消 防

区 分 市 町	事 務 局 費 負 担 金			消 防					
				消防本部運営費負担金			消防署所運営費負担金		
	均等割	人口割	計 (A)	均等割	人口割	計 (B)	所要額 (イ)	国庫 支出金 (イ)	計 (イ) - (イ) = (C)
盛 岡 市				△ 1	△ 14	△ 15		18	△ 18
八幡平市				△ 1		△ 1		6	△ 6
滝 沢 市				△ 1	△ 1	△ 2		4	△ 4
雫 石 町				△ 1		△ 1		2	△ 2
葛 巻 町				△ 1		△ 1		2	△ 2
岩 手 町				△ 1		△ 1		2	△ 2
紫 波 町				△ 1	△ 1	△ 2		2	△ 2
矢 巾 町				△ 1		△ 1		2	△ 2
合 計				△ 8	△ 16	△ 24		38	△ 38

組合負担金割当表（補正分）

（単位 千円）

費 負 担 金								合 計 (A)+(E)
消 防 施 設 整 備 費 負 担 金							計 (B)+(C)+(D) = (E)	
事業費	国 庫 支出金	県 支出金	起 債	事業費 負担金 (7)	元利償還 金負担金 (1)	計 (7) + (1) = (D)		
			47,990	△ 47,990		△ 47,990	△ 48,023	△ 48,023
			13,859	△ 13,859		△ 13,859	△ 13,866	△ 13,866
			12,185	△ 12,185		△ 12,185	△ 12,191	△ 12,191
			6,668	△ 6,668		△ 6,668	△ 6,671	△ 6,671
			10,417	△ 10,417		△ 10,417	△ 10,420	△ 10,420
			6,304	△ 6,304		△ 6,304	△ 6,307	△ 6,307
			9,468	△ 9,468		△ 9,468	△ 9,472	△ 9,472
			6,209	△ 6,209		△ 6,209	△ 6,212	△ 6,212
			113,100	△ 113,100		△ 113,100	△ 113,162	△ 113,162